



1. はじめに

現在設定している想定災害に、就業時間内（平日の夕方18時）に首都直下地震が発生した場合を追加し、帰宅困難者の対応や就業時間内における職員の行動にかかる規定を新たに追加するとともに、非常用備蓄品の備蓄状況などを更新するなど、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）の策定に合わせ、所要の見直しを行った。

2. 主な改定箇所について

1. 想定災害について

(1) 想定災害

東京湾北部地震（M7.3、東京23区の最大震度6強）が就業時間内（平日の夕方18時）に発生した場合の想定（下記②）を追加。

- ① 就業時間外の場合：日曜の夕方18時、風速15m
- ② 就業時間内の場合：平日の夕方18時、風速15m

(2) 被害想定

- ・就業時間内に想定災害が発生した場合に発生する帰宅困難者数を追加。
帰宅困難者数：約650万人（東京都で発生する帰宅困難者数は約390万人）

2. 想定災害発生時における職員の行動について

(1) 就業時間外の非常時参集要員の行動において参集免除規定を新設

- ・職員又は家族等が被害を受け治療又は入院の必要がある場合など計6項目の参集免除規定を新設。

(2) 就業時間外の非参集要員の行動を修正

- ・原則指示があるまで参集は不可とするが、通信手段が途絶し非常時参集者からの指示を受けることができない場合は、参集免除規定に該当しないなど状況を考慮し参集可能とするものと修正。

(3) 就業時間内の非常時参集要員の行動を新設

- ・家族の安否確認後、災害対策本部員は直ちに災害対策本部に参集し、非常時参集者は非常時優先業務に従事する。
- ・家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、非常時優先業務を維持する体制を確保し、上司の許可を得た上で帰宅し、家族の安否を確認する。

(4) 就業時間内の非参集要員の行動を新設

- ・家族の安否確認後、庁舎内負傷者の救護活動及び執務室の復旧業務に協力するとともに、非常時優先業務の遂行に協力する。
- ・家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、上司の許可を得た上で帰宅し、家族の安否を確認する。

3. 想定災害発生に備えた取組について

(1) 想定災害発生に備えた備蓄の推奨を追加

- ・地震の発生に備えて各職員が必要なもの（スニーカー、衣服、カイロ、飲料水、非常用食料など）を持ち合わせておくことを推奨する。

(2) 家族の安否確認方法を確認しておくことの推奨を追加

- ・電話等が輻輳することを想定し、あらかじめ安否を確認する方法を家族で確認しておくことを推奨する。

4. 帰宅困難者への対応について

(1) 庁舎内の来訪者に対する対応を追加

- ・安全が確認されるまで、ロビー等での待機を要請する。

(2) 庁舎外の帰宅困難者に対する対応を追加

- ・職員以外の庁舎外の帰宅困難者に対しては、千代田区が指定している帰宅困難者支援場所（※）を教示する。

（※）「帰宅困難者支援場所」とは、帰宅困難者に帰宅に必要な情報や携帯食料等を提供するなどの支援を行う場所であり、千代田区では、皇居外苑や日比谷公園などが指定されている。

5. これまでの取組について

(1) 非常用備蓄品の拡充

- ・非常用食料品及び飲料水は、全職員の3日分を備蓄。また、新たに毛布やヘルメット等の防災用品も備蓄。

(2) 携帯電話の優先回線化

- ・想定災害発生時において、連絡を取る必要性が高い職員に災害時優先回線が措置されている携帯電話を貸与。